

# 退職後の健康保険制度



パナソニック健康保険組合



## 退職後の健康保険

ページ

### I 国民皆保険制度について

- 1. 健康保険加入の必要性 ..... 4
- 2. 公的医療制度の種類・分類 ..... 4

### II 健康保険の選択について

- 1. 退職後に加入する医療保険 ..... 5
- 2. 医療保険の選択 ..... 6
- 3. 医療保険制度の比較 ..... 8
- 4. 健康保険の被保険者資格の優先順位 ..... 9

## 任意継続被保険者制度

### I 任意継続被保険者制度について

- 1. 任意継続被保険者制度とは ..... 11
- 2. 加入資格要件 ..... 11
- 3. 申請期間 ..... 12
- 4. 加入期間 ..... 12
- 5. 資格喪失事由 ..... 13

### II 保険料について

- 1. 保険料の決め方 ..... 14
- 2. 平均標準報酬月額 ..... 14
- 3. 納付方法 ..... 15
- 4. 保険料の用途 ..... 15



### Ⅲ 手続きについて

1. 加入手続き	.....	16
2. 脱退手続き	.....	18

## 特例退職被保険者制度

### I 特例退職被保険者制度について

1. 特例退職被保険者制度とは	.....	20
2. 加入資格要件	.....	20
3. 申請期間	.....	22
4. 加入期間	.....	25
5. 資格喪失事由	.....	25

### Ⅱ 保険料について

1. 保険料の決め方	.....	26
2. 納付方法	.....	26
3. 保険料の用途	.....	28

### Ⅲ 70歳以上（高齢受給者証）の方の基準収入額申請について

..... 28

### Ⅳ 手続きについて

1. 加入手続き	.....	29
2. 脱退手続き	.....	30



## 被扶養者の認定基準

### I 被扶養者の資格確認について

- 1. 被扶養者の現況確認について ..... 32
- 2. 被扶養者の提出書類 ..... 33

## その他

- I 給付について ..... 37
- II パナソニック健保の特徴 ..... 38
- III 各種届出 ..... 39

## I 国民皆保険制度について

### 1. 健康保険加入の必要性

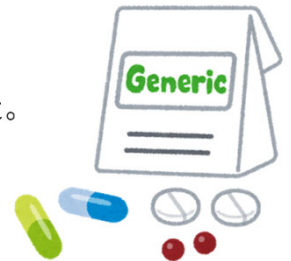
日本では昭和30年頃まで、農業や自営業者、零細企業従業員を中心に国民の約1/3に当たる約3,000万人が無保険者で社会問題となっていました。

しかし、昭和33年に国民健康保険法が制定され、昭和36年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、「誰でも」・「どこでも」・

「いつでも」等しく保険医療を受けられる「国民皆保険制度」が確立しました。

今では、誰もが「自分で医療機関を選んで受診できるのは当然」と思われていますが、海外では先進国であっても、民間保険中心の制度や無保険の国民を多く抱える国も存在します。

日本の医療保険制度に対する評価は高く、世界トップクラスの長寿国になり、乳児死亡率等の健康指標も首位を占めています。平成12年には世界保健機関(WHO)から、日本の医療保険制度は総合点で世界一と評価されました。日本の国民皆保険制度は世界に誇れる制度です。



### 2. 公的医療保険制度の種類・分類

公的医療保険制度は、職業、地域、年齢により区分された複数の制度で成り立ち、これらの制度が国民皆保険を実現しています。公的医療保険を大別すると

①職域保険、②地域保険、③後期高齢者医療制度の3つとなります。

#### よくあるご質問

#### Q1 「医療保険」ってなに？

医療保険とは、病気やケガに備えて、皆で少しずつお金(保険料・掛金)を出し合い、実際に病気やケガをした場合に、医療保険の種類に応じた給付が行われる(保険金が支払われる)保険をいいます。医療保険は、公的医療保険と民間医療保険があります。

【公的医療保険】 国民健康保険や健康保険等、市区町村や協会けんぽ等が保険者となる強制加入(国民皆保険の公的な医療保険)を指します。

【民間医療保険】 公的医療保険での不足部分(差額ベッド代や交通費、休業による収入減小分等)を補完する民間企業が、保険者となる任意加入の医療保険を指します。

◆ 公的医療保険の体系を一覧表にしてみると、下記ようになります。

分類			対象被保険者	保険者	
① 職域保険	※ 被用者保険	一般	組合管掌健康保険	大企業の従業員とその被扶養者	健康保険組合
			全国健康保険協会管掌健康保険	中小企業の従業員とその被扶養者	全国健康保険協会 (協会けんぽ)
	特定	船員保険	船舶所有者に使用される船員とその被扶養者	各共済組合	
		共済保険	公務員などとその被扶養者		
	自営者保険		国民健康保険	75歳未満の自営業者の人など	国民健康保険組合
② 地域保険 (国保)		75歳未満の職域保険に属さない人 ② 65～74歳の方は、前期高齢者財政調整制度の対象者となります		市(区)町村	
③ 後期高齢者医療制度			原則、75歳以上の人を被保険者とする独立した医療制度	後期高齢者医療広域連合	

① 職域保険 … サラリーマンや公務員などの被用者や一部の業種の自営業者が対象。

② 地域保険 … 職域保険に属さない人が対象で、保険者は市(区)町村である。

③ 後期高齢者医療制度 … 他の公的医療保険制度とは独立した制度で、75歳以上の者と65歳以上75歳未満の者のうち所定の障害の状態にある者が対象。

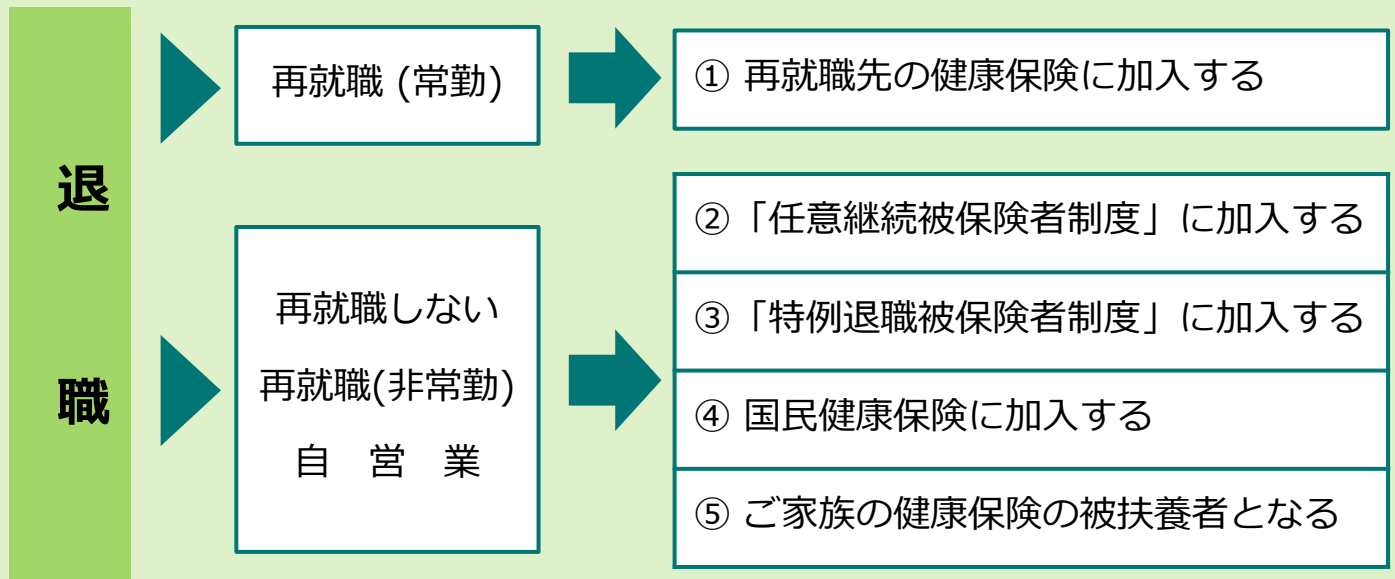
※ **被用者保険**とは雇用された場合に加入する保険の総称で、雇われることによって給料をもらっている人が加入する保険を指します。

## II 健康保険の選択について

### 1. 退職後に加入する医療保険

退職すると翌日からパナソニック健保の被保険者資格が自動的に喪失(脱退)となりますので、引き続きいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません。

パナソニック健保では一定の条件を満たしていれば、継続してパナソニック健保の被保険者になれる「任意継続被保険者制度」や「特例退職被保険者制度」があります。



**75歳以上は全員、後期高齢者医療制度に加入します**

## 2. 医療保険の選択



パナソニック健保の適用事業所を退職した後に、加入する医療保険を選択する際、ご自身にとってどの保険制度が適しているのかは、その方の状況により異なります。

各保険制度の加入資格や健康保険料、給付などを比較検討いただき、ご自身に適した医療保険を選択することになります。

◆ 退職後に加入する医療保険がいずれになるのかをチェックしてみましょう

退職後の医療保険制度選択チェック

● パナソニックを退職後、以下のどの状況となりますか？

← はい

← いいえ

再就職しない

再就職

再雇用

自分でいずれかの保険に加入する

健康保険に加入できる

家族の被扶養者

パナソニック健保の被保険者となる

再就職先の被保険者  
(再雇用)

退職日まで2カ月以上の被保険者期間がある

国民健康保険

老齢厚生年金の受給権がある

特退加入要件①

パナソニック健保の任意継続被保険者

退職日まで20年\*以上の  
被保険者期間がある

特退加入要件②

日本居住である

特退加入要件③

退職時の標準報酬月額が  
¥280,000以上である

パナソニック健保の特例退職被保険者

\* 40歳以降は10年以上の加入期間であること。  
パナソニック関係会社連合健保の在籍されていた方は、  
**健保合併時（2011.4.1）**にパナソニック健保の被保険者に  
限ります。



### 3. 医療保険制度の比較

	パナソニック健保	
	任意継続被保険者制度	特例退職被保険者制度
加入期間	最長2年間 または 後期高齢者医療制度に該当する場合は、その日の前日まで	後期高齢者医療制度に該当する日の前日まで
加入手続き	資格喪失日より20日以内	加入要件を満たした日より、3カ月以内
健康保険料	退職時の標準報酬月額または平均標準報酬月額のいずれか低い額に、健康保険料率および介護保険料率を乗じた金額	パナソニック健保が定める特例退職の標準報酬月額280,000円に健康保険料率および介護保険料率を乗じた金額
介護保険料	<p>➡ 標準報酬月額別保険料一覧表</p> <p><a href="https://phio.panasonic.co.jp/hoken/guide/taishoku/getsugaku.html">https://phio.panasonic.co.jp/hoken/guide/taishoku/getsugaku.html</a></p>	<p>➡ 標準報酬月額別保険料一覧表</p> <p><a href="https://phio.panasonic.co.jp/hoken/guide/taishoku/getsugaku.html">https://phio.panasonic.co.jp/hoken/guide/taishoku/getsugaku.html</a></p>
給付関係	<p>[ 医療費窓口負担 ] 3割</p> <p>【法定・付加給付】 在職中と同じ給付</p> <p>ただし、傷病手当金と出産手当金の休業補償給付はありません（継続給付を除く）</p>	<p>[ 医療費窓口負担 ] 3割（2割）※</p> <p>【法定・付加給付】 在職中と同じ給付</p> <p>ただし、傷病手当金の給付はありません ※ 詳しくはP28参照</p>

	就職先の健康保険	国民健康保険		家族の被扶養者
		市町村	国民健康保険組合	
加入期間	退職 または 後期高齢者医療制度に該当する場合は、その日の前日まで	後期高齢者医療制度に該当する日の前日まで	後期高齢者医療制度に該当する日の前日まで	被扶養者となる為の一定の条件を満たし後期高齢者医療制度に該当する日の前日まで
加入手続き	就職先で手続き	資格喪失日より14日以内	加入要件が整った時	資格喪失日より5日以内
健康保険料	勤務先の会社か所属する健康保険組合へお問合せください	市町村により異なるため市町村役場にお問合せください (前年の収入で保険料を算出)	定額の保険料の組合が多数、所属の国民健康保険組合にお問合せください	被扶養者の保険料の負担なし。ただし、介護保険料は、65歳から市町村より徴収
介護保険料				
給付関係	勤務先の会社が所属する健康保険組合へお問合せください	お住まいの市町村の国民健康保険担当へお問合せください	所属の国民健康保険組合へお問合せください	家族の勤務する会社が所属する健保組合へお問合せください

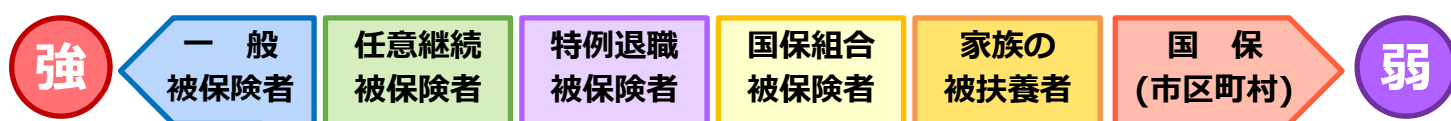
## 4. 健康保険の被保険者資格の優先順位

健康保険の被保険者期間に空白(ブランク)が生じないのは、<sup>※</sup>『国民皆保険制度』によりすべての国民が何らかの健康保険に加入しなければならないため、「健康保険法」や「国民健康保険法」により、“**健康保険の被保険者の期間に、重複は生じない**”ように定められているからです。

被保険者資格の優先順位は下記のようになります。各保険法により、優先加入健保の資格取得日および資格喪失日を以って、前加入健保の資格喪失日や次加入健保の資格取得日が確定します。

ただし、被保険者期間の空白や重複防止のために、現加入健保へ『健康保険 資格喪失申出書』の提出や、『健康保険 資格喪失証明書』の発行依頼などの手続きが必要となります。

※「国民皆保険制度」（国民健康保険法 第5条・第6条）



注意!



特例退職被保険者は、特例退職被保険者制度の資格喪失事由に“家族の被扶養者となる”があるため、その喪失事由が適用された場合のみ【家族の被扶養者】の資格が優先されます。

よくあるご質問

Q 2 退職後の年金手続きはどうなるの？

第1号被保険者	自営業者やフリーター、学生、無職の人など
第2号被保険者	会社員や公務員など
第3号被保険者	第2号被保険者の20歳以上60歳未満の配偶者

在職時は、国民年金“第2号被保者”となりますが、退職後すぐに再就職しない場合は、国民年金“第1号被保険者”へ切り替える必要があります。

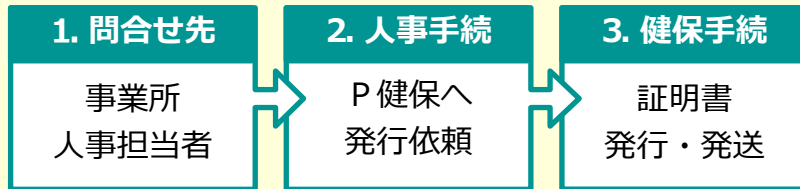
また、配偶者を被扶養者としていた場合は、配偶者も国民年金“第3号被保険者”から、国民年金“第1号被保険者”へと切り替える必要があります。手続きを怠ると国民年金の未加入期間が生じるためご注意ください。



Q 3 退職後、国民健康保険 または 家族の社会保険の扶養に入ろうと  
考えています。「健康保険資格喪失証明書」が必要なのですが、  
入手方法を教えてください。

「健康保険資格喪失証明書」の入手方法は、以下となります。

### ① 「退職日」前の申請



### ② 「退職日」後の申請



④ « MY HEALTH WEB » は、喪失後2年間ご使用いただけます。

## なるほど！ 豆知識 ①

2010年4月より、倒産・解雇などにより離職した方 および 雇い止めなどにより  
離職した方は、離職の翌日から翌年度末までの間、前年給与所得をその30/100  
とみなすことで国民健康保険料（税）の負担軽減をする措置が講じられています。

該当される方の中には、任意継続よりも国民健康保険に加入した方が、「保険  
料負担軽減となる」場合があります。事前にお住まいの市区町村役場へお問合せ  
ください。

### 軽減措置を受けるには市区町村への申請が必要です

該 当 の 条 件	
①	離職日時点の年齢が65歳未満であること
②	『雇用保険受給資格者証』の離職理由コードが下記のコードであること
	特定受給資格者：11、12、21、22、31、32 特定理由離職者：23、33、34

# 任意継続被保険者制度

## I 》 任意継続被保険者制度について

### 1. 任意継続被保険者制度とは

会社を退職し被保険者資格を喪失した方が、再就職して次の健康保険の被保険者となるまでの間、一定の条件のもと最長2年間被保険者の資格を継続させ、生活の安定を図る目的で設けられている制度です。



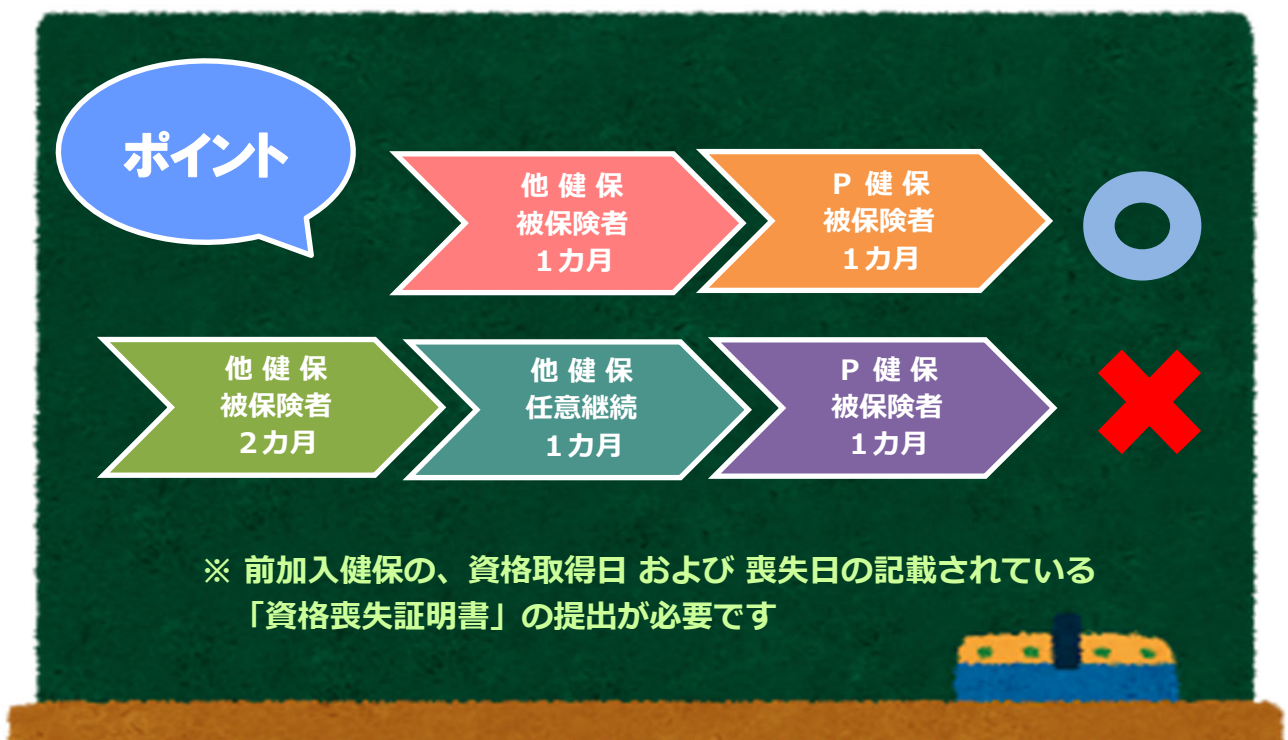
### 2. 加入資格要件

次の全ての要件を満たしていることが必要です。（健康保険法 第3条4項）

- ① 退職などにより健康保険の被保険者資格を失った人
- ② 資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2カ月以上被保険者であったこと

注：パナソニック健保と他健保の被保険者期間を通算することができます

（日雇特例被保険者、任意継続被保険者、船員保険被保険者、共済組合の組合員たる被保険者などは除く）



『任意継続被保険者制度』は会社を退職後に加入する制度だからです。そのため任意継続の被保険者期間は通算されないのです。

また、船員保険や共済組合の被保険者期間も通算することはできません。それは、“被用者”が異なるためです（P5参照）

参考

【一般被用者保険】任意継続被保険者制度（被保険者期間 2カ月以上）

【特定被用者保険】任意継続組合員制度（被保険者期間 1年以上）

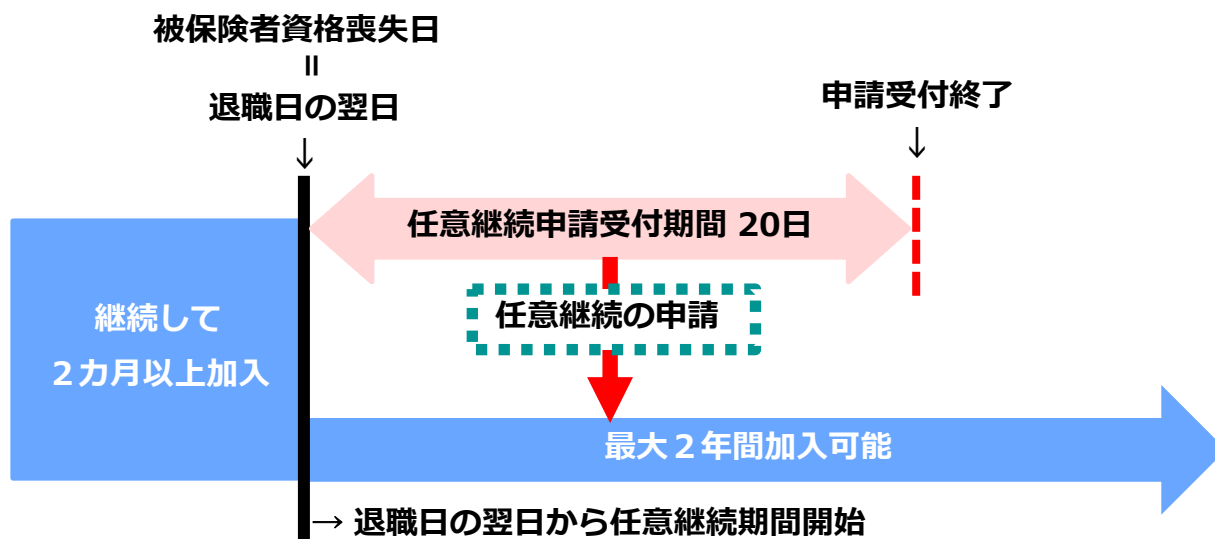


### 3. 申請期間

資格喪失日（退職日の翌日）から**20日以内**に人事担当者経由 または 直接、パナソニック健保必着で申請が必要です。

※ 20日を経過すると「任意継続被保険者とならなかった」とみなされますのでご注意ください。  
（健康保険法 第37条第1項）

申請書類が提出期限（資格喪失から20日以内）を経過して提出されたときは、当健保が「正当な事由」（天災地変、交通・通信関係のスト等のやむを得ない事由）があると認めた場合以外は受理されません。



### 4. 加入期間

加入日より最長2年間 または 後期高齢者医療制度に該当する日の前日まで加入できます。  
ただし、喪失事由に該当すれば、その時点でパナソニック健保より脱退となります。



## 5. 資格喪失事由

下記のいずれかに該当すると任意継続の被保険者資格を失います。

(健康保険法 第38条)

資格喪失事由	資格喪失日
1. 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき	2年満了日の翌日
2. 再就職先の健康保険の被保険者となったとき	資格取得日
3. 保険料（初回保険料を除く）を納付期日（毎月10日）までに納めなかったとき	納付期日の翌日
4. 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき	申請書を受理した月の翌月1日
5. 被保険者が死亡したとき	死亡日の翌日
6. i) 後期高齢者医療制度の適用を受ける満75歳になったとき ii) 65歳以上75歳未満で一定の障害と認定されたとき	i) 75歳到達日 ii) 資格取得日

### 注意!

- ① 初回保険料を納付期日までに納付されない場合は、遡って任意継続の被保険者資格の取り消しとなります
- ② 任意継続加入月に資格喪失事由による脱退となった場合は、「同月得喪」により保険料は返金いたしません（健康保険法 第156条3項）

### よくあるご質問

Q5 「同月得喪」の場合、保険料が返金されないのは何故ですか？

「同月得喪」とは、同じ月に“被保険者資格の取得・喪失”となることを指します。『保険料は、資格取得月は徴収し、資格喪失月は徴収をしない』と健康保険法で定められています。

健康保険法 156条第1項：被保険者に関する保険料額は各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする

健康保険法 156条第3項：前月から引き続き被保険者である者が、その資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない

在職時と任意継続とは制度が異なるため、「前月から引き続いて資格を取得している人が資格を喪失した」とはなりません。従って、「当月から任意継続の資格を取得し、当月に任意継続の資格を喪失する」場合は、前月から資格が引き継がれていないため、保険料を徴収することになります。



## II 》 保険料について

### 1. 保険料の決め方

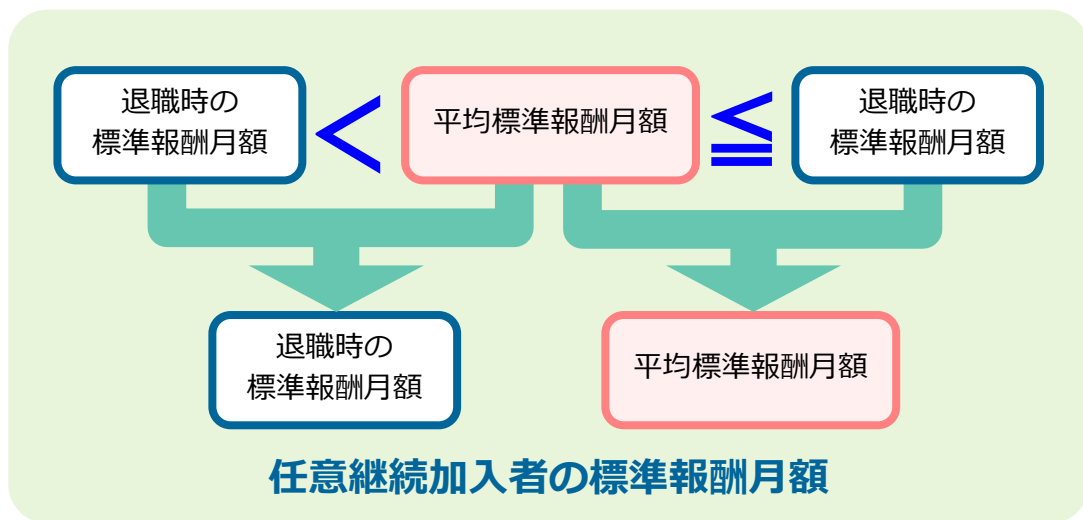
任意継続被保険者の保険料は、在職時と同様に「標準報酬月額 × 保険料率」となりますが、会社負担がなくなるため全額自己負担となります。

また、保険料を決める基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額のいずれか低い額が、任意継続加入時の標準報酬月額となります。(健康保険法 第47条)

なお、保険料率は毎年2月の組合会で決定します。保険料率については、毎年3月にお知らせいたします。

🔄 標準報酬月額別保険料一覧表

<https://phio.panasonic.co.jp/hoken/guide/taishoku/getsugaku.html>



### 2. 平均標準報酬月額

平均標準報酬月額とは、前年9月30日現在のパナソニック健保の全被保険者（特例退職被保険者を除く）の標準報酬月額の平均額であり、法律ではこれを任意継続被保険者の標準報酬月額の上限とすることが定められています。(健康保険法 第47条第2項)



**平均標準報酬月額は毎年見直されます**

法律により、平均標準報酬月額の算出方法が定められていることから、毎年4月1日より見直されますので、保険料が変わることがあります。

【例】退職時の標準報酬月額が53万円で、翌年度の平均標準報酬月額の上限が41万円から44万円に変更になった場合（保険料率9.8%）



上限変更に伴って

**当年度保険料月額** 410,000円 × 9.8% = 40,180円 であっても、

**翌年度保険料月額** 440,000円 × 9.8% = 43,120円 となります。

### 3. 納付方法

保険料の納付方法は、以下のいずれかを選択できます。(健康保険法 第165条)

任意継続

納付方法		割引率 <sup>※</sup>	納付期日
A.預金口座振替	① 1年前納(4月～翌年3月分)	2.1%/年	開始月の前月(3月)に一括納付
	② 半年前納 (4月～9月/10月～翌年3月分)	1.1%/年	開始月の前月(3・9月)に一括納付
	③ 毎月納付	割引なし	毎月3日
B.払込票による振込	① 1年前納(4月～翌年3月分)	2.1%/年	開始月の前月(3月)に一括納付
	② 半年前納 (4月～9月/10月～翌年3月分)	1.1%/年	開始月の前月(3・9月)に一括納付
	③ 毎月納付	割引なし	毎月10日

※前納割引は、開始月の前月末までに納付された場合のみ適用

**注意!** 保険料の口座振替日前には、預金残高に十分ご注意ください。



(再振替は行わず、払込票による振込となります。)

	メリット	デメリット
A.預金口座振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込手続きの手間がなくなります</li> <li>・ 口座振替手数料は、金額に関わらず一律100円(税別)となります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振替口座が、りそな銀行・埼玉りそな銀行でも振替手数料がかかる</li> </ul>
B.払込票による振込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ りそな銀行・埼玉りそな銀行で振込手続きすれば、振込手数料がかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額によって振込手数料が異なる</li> <li>・ 納付忘れによる資格喪失の恐れがある</li> </ul>

### 4.保険料の用途

保険料はパナソニック健康保険組合の収入の大部分を占めるものであり、皆さまから納付された保険料は、次の用途に活用をしております。

- ◆ 基本保険料は、当健保の加入者に対する保険給付・保健事業等の財源となります
- ◆ 特定保険料は、高齢者の医療を支える各種支援金等の財源
- ◆ 調整保険料は、健康保険組合間の相互助け合い事業の財源
- ◆ 介護保険料は、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える財源



# Ⅲ 手続きについて

## 1. 加入手続き



任意継続

任意継続加入時には、「資格取得申請書」と併せて下記の書類のご提出が必要です

### ◆ 被保険者の資格確認書類

提出書類（公的書類は発行後、3カ月以内のもの）			入手先
全員	本人確認	本人の住民票（写し）	市区町村役場
該当者のみ	口座振替希望	預金口座振替依頼書	健保指定用紙
	介護保険料免除	介護保険第2号被保険者 <sup>※1</sup> 適用除外 該当届	

※1 「運転免許証」のコピー可。ただし、転居されている場合は「住所変更<sup>※2</sup>」の手続きが完了していること。

※2 保険料納付方法を「払込票による振込」を希望する場合は、提出不要。

※3 任意継続加入時に40歳～64歳の方が住民票を除票して海外居住となっている場合は、「介護保険第2号被保険者適用除外 該当届<sup>※3</sup>」を提出することにより、介護保険料が免除される。

前加入健保と被保険者期間を通算し2カ月以上の場合は、加入資格確認のため前加入健保の「資格取得日」と「資格喪失日」が明記されている「資格喪失証明書」の提出が必要です。

### ◆ 被扶養者申請の場合

在職時から引き続き家族を被扶養者に入れることを希望する場合は、被扶養者の認定基準（P32参照）を確認のうえ、「資格取得申請書」の〈被扶養者申請欄〉に氏名等を記入してください。（扶養しなくなる場合は記入不要です）

新たに認定を希望する場合は、別途申請書（TT-1「被扶養者異動届」）と必要な添付書類を提出してください。

**※令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は行いません。**

マイナ保険証をお持ちでない方は加入申請と同時に、保険証の代わりとなる「資格確認書」の交付申請を行って下さい。

提出書類：健康保険資格確認書（再）交付申請書

よくあるご質問

Q6 マイナンバーカードを持っていないのですが、加入できますか？

ご加入いただけます。加入申請書を送付いただく際に、マイナ保険証の代わりとなる「資格確認書」の交付申請（健康保険資格確認書（再）交付申請書）も一緒に送付してください。



よくあるご質問

Q7 マイナンバーカードと保険証を紐づけていないのですが、どうしたらよいですか？



医療機関・薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーで紐づけ登録できます。またマイナポータルやセブン銀行でも申請可能です。

よくあるご質問

Q8 「限度額適用認定証」を持っていますが、任意継続加入後は自動継続されますか？

自動継続されません。オンライン資格確認の普及により、限度額適用認定証の発行が不要なケースが増えておりますので、紙での発行が必要な場合のみ健保へ再申請を行ってください。現在、お持ちの「限度額適用認定証」はパナソニック健保へ返却してください。



よくあるご質問

Q9 住所・氏名に変更がありました。どうすればいいですか？



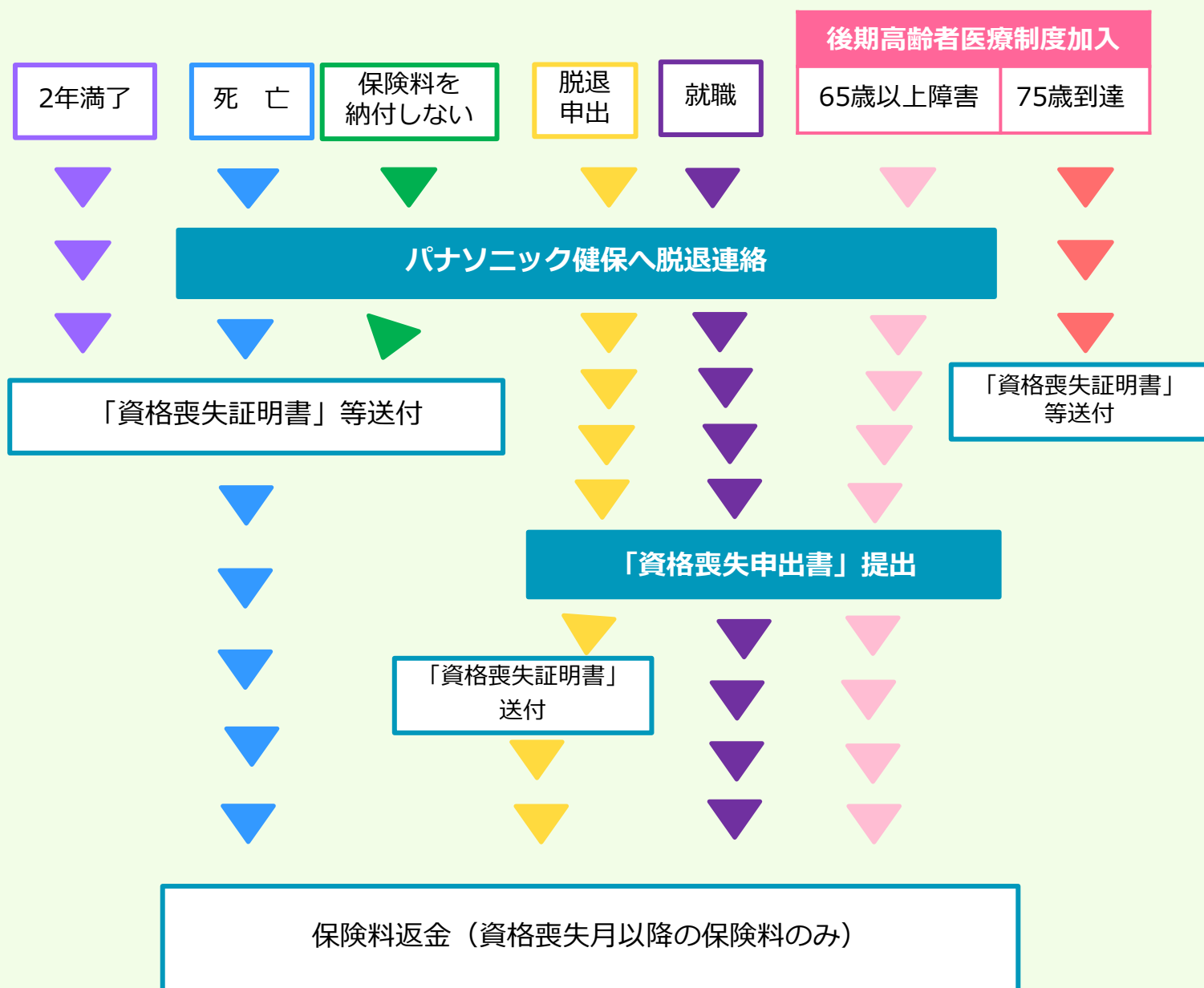
氏名変更届・住所変更届をご提出ください。  
届出をいただいてからの変更登録となります。  
なお、住所変更が提出されないと変更先住所に個人情報を含む書面（納付書等）を送付できませんので、必ずご提出ください。

## 2. 脱退手続き

任意継続被保険者の資格喪失事由に該当された場合は、パナソニック健保への連絡が必要です。

任意継続

### 喪失事由別、脱退手続きの流れ



被保険者対応



パナソニック健保対応

よくあるご質問

Q10 資格喪失に伴う保険料の返金はいつ頃ですか？



保険料の返金は、「資格喪失申出書」の受理後に処理を行います。  
返金処理は、喪失後3～4カ月かかります。  
なお、返金額が確定後、返金内容記載の『保険料 還付通知』を送付いたします。

よくあるご質問

Q11 再就職先を退職します。  
パナソニック健保の任意継続被保険者として再加入できますか？

パナソニック健保の任意継続被保険者にはなれません。  
ただし、退職時に『特例退職被保険者制度』加入の3要件を満たしていれば、パナソニック健保の特例退職被保険者として加入することができます。  
また、再就職先の被保険者期間が2カ月以上あれば、再就職先が加入している健保組合の任意継続被保険者制度に加入することができます。  
なお、パナソニック健保の特例退職被保険者の保険料より、再就職先の任意継続被保険者の保険料の方が安ければ、再就職先の任意継続の資格喪失後に特例退職被保険者制度に加入することも可能です。



よくあるご質問

Q12 パナソニック健保の任意継続が期間満了となります。  
特例退職被保険者制度への加入手続きはどうすればいいですか？



特例退職被保険者制度への加入要件を満たしている方には、資格喪失月の1ヵ月半前に切替案内を送付します。  
すでに、任意継続被保険者の資格喪失されている方には、切替案内は送付いたしません。  
特例退職被保険者制度の加入要件が整いましたら、パナソニック健保までお問い合わせください。

「任意継続被保険者 加入申請書」入手方法

パナソニックに在職中の方	事業所の人事担当者にお申し出ください。
すでに退職されている方	申請書は健保ホームページからダウンロードいただけます。 届出・申請書類>TT-5「任意継続被保険者資格取得申請書」 パナソニック健康保険組合 保険業務部 特退・任継係 0120-878-863

# 特例退職被保険者制度

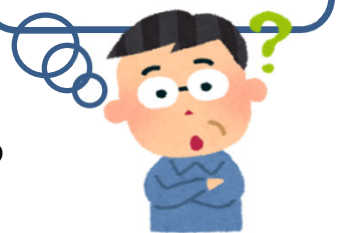
## I 》 特例退職被保険者制度について

### 1. 特例退職被保険者制度とは

厚生労働大臣の認可を受けた「**特定健康保険組合**」が運営する制度です。定年等による退職者の中で、一定期間以上の被保険者資格を有する方が後期高齢者医療制度がスタートする満75歳（資格喪失理由に該当の場合を除く）までの間、在職中と同程度の保険給付（傷病手当金・出産手当金を除く）健診等の保健事業を受けることができます。

パナソニック健保では、付加給付制度をはじめ健康診断や健康づくり等の保健事業も充実した制度となっています。

「特例退職」って  
いったいどんな制度  
なんだろう



### 2. 加入資格要件

以下の3要件が整えば、加入することができます。（健康保険法施行規則 第168条）

#### 要件

1

#### パナソニック健保・パナソニック関係会社連合健保<sup>※</sup>の加入期間

在職加入期間が通算20年 または 40歳以降は10年以上ある人

※ パナソニック関係会社連合健保に在籍されていた方は、2011年4月1日の合併時にパナソニック健保の被保険者に限りませ

三洋健保から編入された方は、三洋健保における在職加入期間は通算されませ

#### 要件

2

#### 老齢厚生年金の受給権

老齢厚生年金の受給権のある人（報酬比例部分のみの受給でも可）



老齢厚生年金は、報酬比例部分のみでも受給していることとなりますので、  
注意 65歳が受給開始年齢になる訳ではありません。

#### 要件

3

#### 日本国内に在住

住民票にて日本在住が確認できる人

!! ご注意ください !!

年金給付開始年齢の変更に伴い加入年齢が変わりました

2013年4月2日以降、老齢厚生年金の受給開始年齢が引き上げられました。

これに伴い、「特例退職被保険者制度」に加入できる年齢が、性別や生年月日により変更となりますのでご注意ください。（受給開始年齢については下表を参照ください）

◆ 老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢

60歳	男性	～ 1953 (S28) .4.1 生まれの方
	女性	～ 1958 (S33) .4.1 生まれの方
61歳	男性	1953 (S28) .4.2 生 ～ 1955 (S30) .4.1 生まれの方
	女性	1958 (S33) .4.2 生 ～ 1960 (S35) .4.1 生まれの方
62歳	男性	1955 (S30) .4.2 生 ～ 1957 (S32) .4.1 生まれの方
	女性	1960 (S35) .4.2 生 ～ 1962 (S37) .4.1 生まれの方
63歳	男性	1957 (S32) .4.2 生 ～ 1959 (S34) .4.1 生まれの方
	女性	1962 (S37) .4.2 生 ～ 1964 (S39) .4.1 生まれの方
64歳	男性	1959 (S34) .4.2 生 ～ 1961 (S36) .4.1 生まれの方
	女性	1964 (S39) .4.2 生 ～ 1966 (S41) .4.1 生まれの方
65歳	男性	1961 (S36) .4.2 生以降生まれの方
	女性	1966 (S41) .4.2 生以降生まれの方

よくあるご質問

Q13 老齢厚生年金の繰り上げ請求を考えています。  
その場合、特例退職被保険者制度に加入できますか？



はい、加入できます。  
老齢厚生年金繰り上げ請求の手続き後、「特例退職被保険者制度」への加入申請を行ってください。

特例退職



### 3. 申請期間

加入要件が整った日から、**3カ月以内**に申請が必要です。

(健康保険法 附則第3条第3項、健康保険法 施行規則第168条)



申請理由	特例退職制度への加入日
① パナソニックを退職	退職日の翌日
② 再就職先を退職	
③ 任意継続被保険者からの移行	任意継続の資格喪失日
④ 海外からの帰国	市区町村役場へ住民登録を行った日
⑤ 国民健康保険からの移行 ※	老齢厚生年金受給開始年齢の誕生日の前日
⑥ 家族の被扶養者からの移行 ※	

※ 国民健康保険に加入またはご家族が加入する健保の被扶養者の期間中に、老齢厚生年金受給開始年齢到達日から3カ月を経過した場合は、特例退職被保険者制度の加入資格を失いますのでご注意ください。

申請書類が提出期限（加入要件が整った日より3カ月以内）を経過して提出されたときは、当組合が「**正当な事由**」（天災地変、交通・通信関係のスト等のやむを得ない事由）があると認めた場合以外は受理されません。

#### よくあるご質問

Q14 現在、国保に加入しています。老齢厚生年金を2カ月前から受給していますが、特例退職被保険者制度に加入できますか？



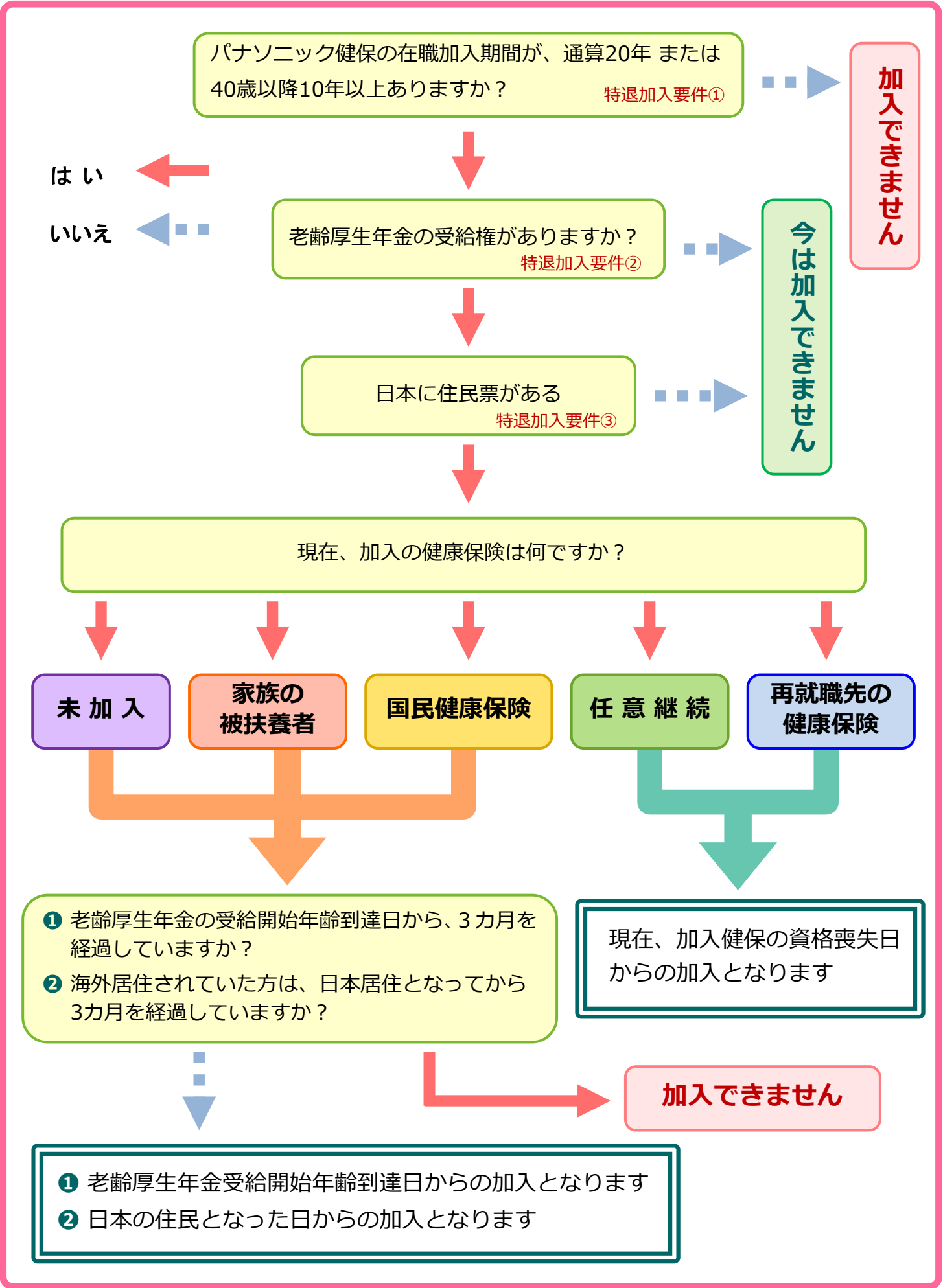
はい、加入できます。

ただし、「特例退職被保険者制度」の加入日は「3要件が整った日」となるため、2カ月遡っての加入となります。

特例退職被保険者制度の加入手続きが完了次第、国保の脱退手続きを行って下さい。

◆ 特例退職被保険者制度に加入できるタイミングをチェックしてみましょう

特例退職



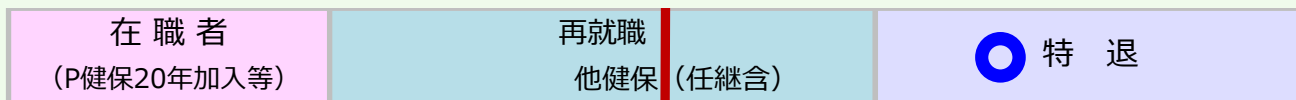


## ◆ 特例退職に加入の事例を確認してみましょう

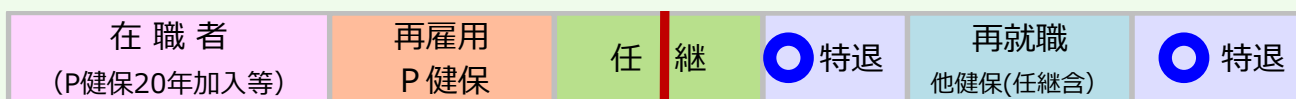
### 老齢厚生年金受給開始年齢

#### ○ 加入事例

- ① 被用者保険（強制加入）の被保険者本人の場合は、特例退職に加入できます



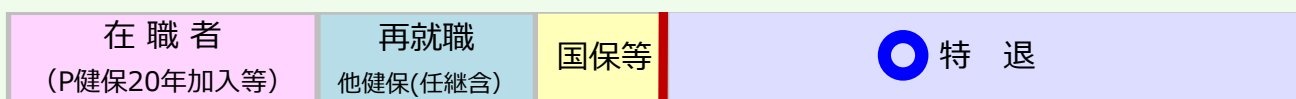
- ② 任意継続（被保険者本人）の場合は、資格喪失後に特例退職に加入できます



- ③ 特例退職脱退後に被用者保険の被保険者となった場合は、特例退職に再加入できます



- ④ 再就職先の退職後に国保等に加入しても、受給開始年齢到達時で特例退職に加入できます



- ⑤ 雇用形態変更で被用者保険の被保険者となった場合は、特例退職に再加入できます



- ⑥ 住民票を除票し海外居住の場合は、老齢年金受給開始年齢到達時以降でも加入できます



#### ✕ 加入できない事例

- ① 特例退職を脱退し国保等に加入した場合は再加入できません



- ② 老齢厚生年金受給開始年齢到達時に、特例退職に加入していないため加入できません



- ③ 老齢厚生年金受給開始年齢到達日から、3カ月経過後の加入申請ため加入できません



## 4. 加入期間

特例退職被保険者制度への加入条件を満たした日から、満75歳までとなります。

ただし、5.資格喪失事由の2～7に該当した場合を除く。

## 5.資格喪失事由

下記のいずれかに該当すると特例退職の被保険者資格を失います。

(健康保険法附則3条6項)

資格喪失事由	資格喪失日
1. i) 後期高齢者医療制度の適用を受ける満75歳になったとき ii) 65歳以上75歳未満で一定の障害と認定されたとき	i) 75歳到達日 ii) 資格取得日
2. 勤務先の社会保険（健康保険）の被保険者となったとき	資格取得日
3. 保険料（初回保険料を除く）を納付期日（毎月10日）までに納めなかったとき	納付期日の翌日
4. 被保険者でなくなることを希望したとき	申請書を受理した月の翌月1日
5. 被保険者が死亡したとき	死亡日の翌日
6. 海外居住となったとき（住民票を除票した場合に限ります）	転出日の翌日
7. 家族（国民健康保険以外）の被扶養者となったとき	認定日
8. 生活保護受給者となったとき	資格取得日

注意！

- ① 初回保険料を納付期日までに納付されない場合は、遡って特例退職の被保険者資格の取り消しとなります
- ② 特例退職の加入月に資格喪失事由による脱退となった場合は、「同月得喪」により保険料の返金はありません（健康保険法 第156条3項）

なるほど！  
豆知識  
②

### ◆ 健康保険料の遡及（健康保険法 第193条）

2年を経過したときは、時効によって消滅する

### ◆ 医療費の遡及（民法166条【債権等の消滅時効】）

返還金は、一般債権として10年の消滅時効となる

## II 保険料について

### 1. 保険料の決め方

特例退職被保険者の保険料は、パナソニック健保の特例退職被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた金額となります。

なお、保険料率は毎年2月または3月に開催される組合会で決定します。保険料率については、組合会後にお知らせいたします。

#### ◆ 特例退職被保険者の標準報酬月額

特例退職被保険者の標準報酬月額の算出方法は、健康保険法およびパナソニック健保の規約により定められています。(健康保険法 附則第3条第4項)

特例退職被保険者の標準報酬月額は、280,000円となっております。

#### ◆ 特例退職被保険者の保険料

健康保険料 (標準報酬月額 × 健康保険料率)

介護保険料 (標準報酬月額 × 介護保険料率)

※介護保険料は65歳到達月より、自治体での徴収に切り替わります

標準報酬月額と保険料率は毎年見直されます



### 2. 納付方法

特例退職の保険料の納付方法は、原則、口座振替となります。

また、保険料の納付期間は以下の3つから選択いただけます。

納付方法	割引率	納付期日
① 1年前納 (4月～翌年3月分)	2.1%/年	開始月の前月(3月)に一括納付
② 半年前納 (4月～9月/10月～翌年3月分)	1.1%/年	開始月の前月(3・9月)に一括納付
③ 毎月納付	割引なし	毎月10日(口座振替 3日)

※ 前納を希望する場合は、保険料の割引が適用されます。年度途中からの加入者の場合は、割引額が変動します。

## ◆ 特例退職被保険者の保険料

🔗 標準報酬月額別保険料一覧表

詳しい保険料率や割引額は、下記のURLでご確認いただけます。

<https://phio.panasonic.co.jp/hoken/guide/taishoku/getsugaku.html>

## ◆ 納付方法のメリット・デメリット

	前納（1年・半年）	毎月納付
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料が割引かれます</li> <li>・振替手数料負担が削減されます</li> <li>・毎月納付の手間がなくなります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金額が平準化されます</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の納付額が高額となります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、振替手数料が発生します</li> <li>・納付忘れによる資格喪失の恐れがあります</li> </ul>



いずれの納付方法も資格喪失事由に該当しなければ、保険料の納付期間中は脱退できません

よくあるご質問

Q15 保険料の納付方法変更のタイミングを教えてください

変更前	変更後	申出期限	変更開始月
毎月納付	1年前納	1月末日	翌年度4月～
半年前納	1年前納		
1年前納	毎月納付		
1年前納	半年前納		
毎月納付	半年前納	8月末日または 2月末日	当年度10月分～ または翌年度4月分～
半年前納	毎月納付		



### 3. 保険料の用途

保険料はパナソニック健康保険組合の収入の大部分を占めるものであり、皆さまから納付された保険料は、次の用途に活用をしております。

- ◆ 基本保険料は、当健保の加入者に対する保険給付・保健事業等の財源となります
- ◆ 特定保険料は、高齢者の医療を支える各種支援金の財源となります
- ◆ 調整保険料は、健康保険組合間の相互助け合い事業の財源となります
- ◆ 介護保険料は、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える財源となります

## Ⅲ 70歳以上(高齢受給者)の方の基準収入額申請について

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は原則 3 割負担ですが、70歳～74歳の方は高齢受給者となり、前年 1 年間（1月1日～12月31日）の収入が基準収入額よりも低ければ申請をいただくことにより最長1年間（9月～翌年8月31日）は、2 割負担となります。

高齢受給者基準収入額 判定基準	前年の収入総額 <sup>*1</sup> （所得額ではありません）			
	基準収入額	負担割合	基準収入額	負担割合
70歳以上の被扶養者がいない世帯(単身)	383万円未満	2割	383万円以上	3割
70歳以上の被扶養者がいる世帯(複数) <sup>*2</sup>	520万円未満	2割	520万円以上	3割

\* 1 収入の範囲：給与・年金・配当・不動産・事業・譲渡・一時収入等など（損益計算はいたしません）

\* 2 被扶養者が後期高齢者医療制度へ移行となったことにより、被扶養者でなくなった方を含む（被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して後期高齢者医療の被保険者等である者）



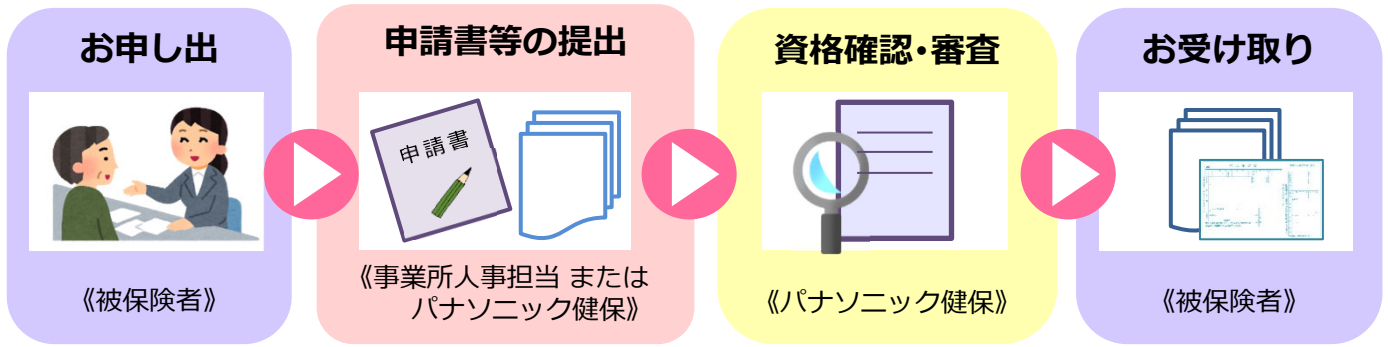
申請のうえ、認定された場合は「2割」負担が適用されます

#### ■ 資格取得月と「高齢受給者」

70歳に達した月の翌月1日（1日生まれの方は誕生日）から高齢受給者となります。

# IV 手続きについて

## 1. 加入手続き



特例退職加入時は、加入申請書と併せて下記の確認書類のご提出が必要です

### ◆ 被保険者の資格確認書類

提出書類（公的書類は発行後、3カ月以内のもの）				入手先
全 員	老 齡 厚 生 年 金	受給権あり	国民年金・老齢厚生年金保険年金証書	日本年金機構
		請求手続き中	年金請求書(1枚目)または年金請求受付控え	
		繰上げ請求中	年金請求書受付控え + 制度共通年金見込額照会回答票 + 繰上げ請求書	
	保険料口座振替手続き		預金口座振替依頼書	健保指定用紙
	特例退職加入資格		住民票	市区町村役場
70歳到達者	基準収入額確認	直近の確定申告書（第1表 および 第2表）		

※ 世帯全員の続柄の標記されていること。個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。  
また、住民票のみで被保険者との続柄確認が出来ない場合は、戸籍謄本のご提出も必要です。

**\* 申請の際に提出いただいた書類は返却いたしません  
提出いただく資格確認書類は、コピーされたものでも問題ございません**

### ◆ 被扶養者の資格確認書類

在職時から引き続き被扶養者として特例退職制度に加入を希望する場合は、新しい保険制度への加入となるため、改めて扶養認定の審査が必要となります。（P32参照）

扶養認定審査には状況に応じた収入確認書類が必要なため、書類不足などの不備があれば審査ができません。

**※令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は行いません。**

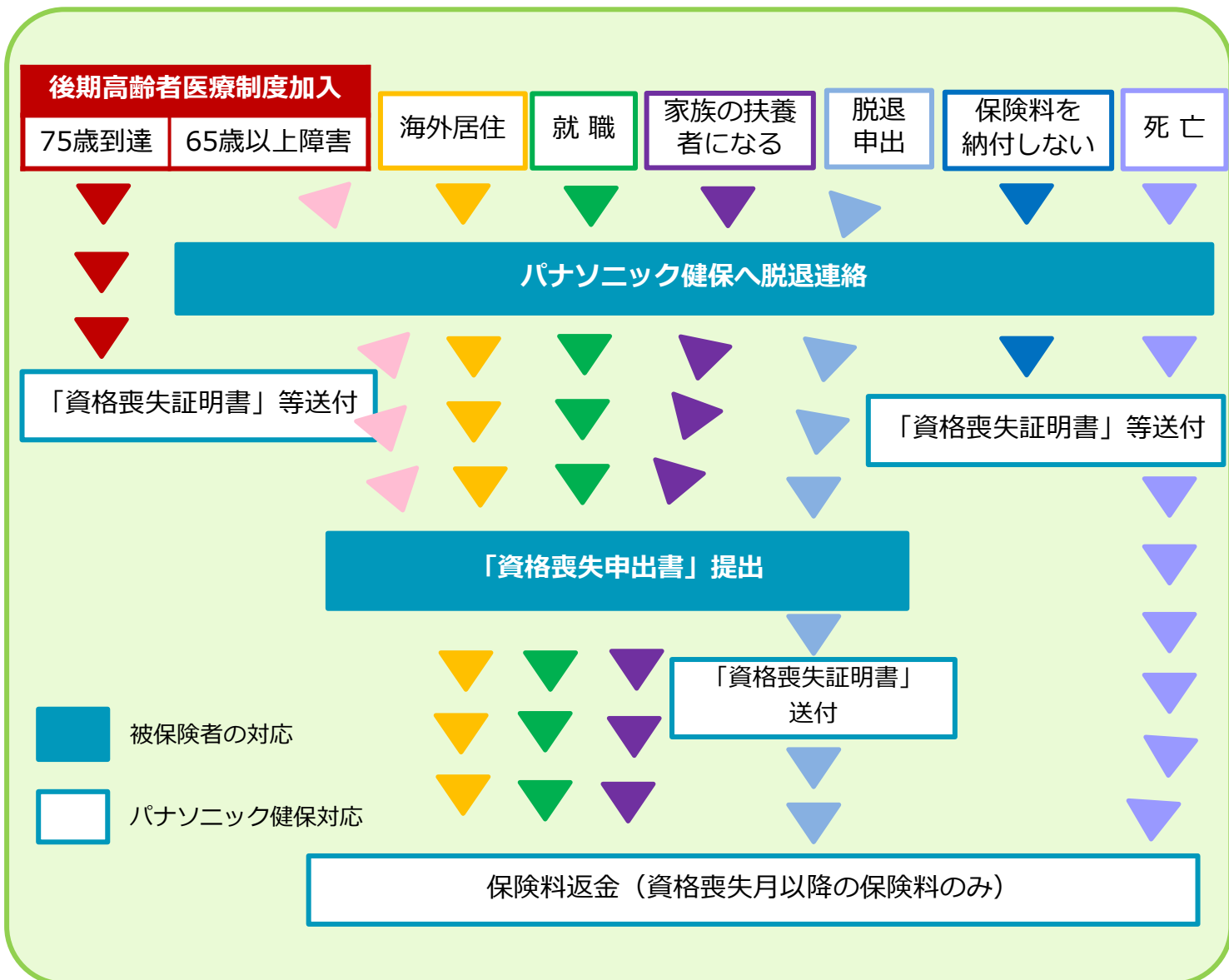
マイナ保険証をお持ちでない方は加入申請と同時に、保険証の代わりとなる「資格確認書」の交付申請を行って下さい。

提出書類：健康保険資格確認書（再）交付申請書



## 2. 脱退手続き

特例退職の資格喪失事由に該当された場合は、弊健保組合への連絡が必要です



※ 資格喪失日以降に弊健保の健康保険で受診した場合は、医療費の健保負担分を請求いたします。

よくあるご質問

Q16 資格喪失に伴う保険料の返金はいつ頃ですか？

保険料の返金は、「資格喪失申出書」の受理後に処理を行います。  
返金処理は、喪失後3～4カ月かかります。  
なお、返金額が確定後、返金内容記載の『保険料 還付通知』を送付いたします。



## よくあるご質問

Q17 パナソニックを退職後、再就職しました。  
再就職先を退職後に「特例退職」に加入できますか？

P20に記載の“特例退職被保険者 資格取得の**3条件**”を満たしていれば、加入できます  
ただし、再就職先の加入健保組合が「**国民健康保険組合**」※の場合、加入のタイミングは  
『退職後』ではなく『**老齢厚生年金受給開始年齢到達日**』からとなります。



※ 国民健康保険組合とは、建築業や医師、歯科医師、薬剤師、理容美容業など同種同業者で成り立っている健康保険組合です。主に、自営業やフリーランスの方が加入されています。  
再就職先に強制加入の健康保険がなく「国民健康保険組合」の被保険者となった場合、『**被用者保険**』でないため、特例退職被保険者制度の加入は老齢厚生年金受給開始年齢到達時からとなります。

## よくあるご質問

Q18 年金を受給していない時期は（雇用保険受給中で年金受給が停止をしている等）、**「特例退職」**に加入できますか？



加入できます。  
実際に老齢厚生年金を受給していない時期でも、受給する権利があれば問題ありません。

## よくあるご質問

Q19 現在、アルバイトで働いていますが、健康保険に加入できません。  
この場合、「特例退職」に加入できますか？

加入できます。就業時間数が少ない等の理由で、勤務先の健康保険に加入していないことと、P20の加入要件を満たしていることが必要です。



## よくあるご質問

Q20 「限度額適用認定書」を持っていますが、  
特退加入後も自動継続されますか？



自動継続されません。オンライン資格確認の普及により、限度額適用認定証の発行が不要なケースが増えておりますので、紙での発行が必要な場合のみ健保へ再申請を行ってください。現在、お持ちの「限度額適用認定証」はパナソニック健保へ返却してください


## 「特例退職被保険者 加入申請書」入手方法

### パナソニックに在職中の方

事業所の人事担当者にお申し出ください。

### 他健保に加入されている方

申請書は健保ホームページからダウンロードいただけます。  
届出・申請書類➤  
TT-7「特例退職被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者申請書」  
パナソニック健康保険組合 保険業務部 特退・任継係

 0120-878-863

特例退職



# 被扶養者の認定基準

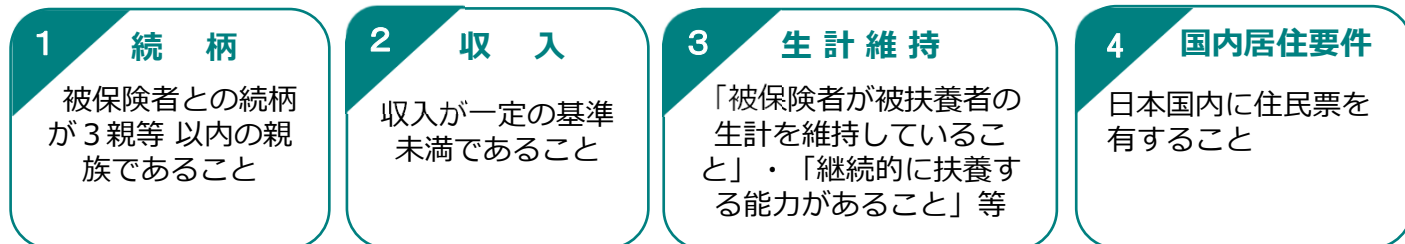
## I 被扶養者の資格確認について

### 1. 被扶養者の現況確認について

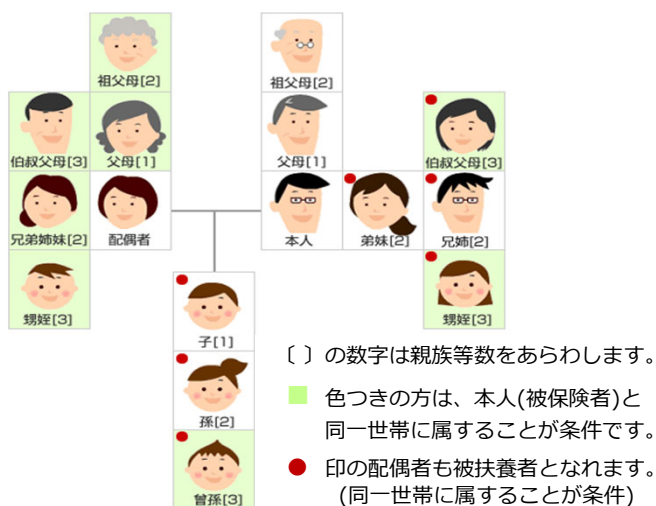
新たに被扶養者認定を希望される場合や、特例退職制度加入に伴い、在職時から引き続き被扶養者として加入を希望される場合は、改めて扶養認定の審査を行います。

※任意継続制度加入に伴い、在職時から引き続き扶養する場合は「承諾書」の確認が必要です。

◆ 被扶養者として健保に加入できる4つの条件の確認および審査を行います



### ① 健康保険法による被扶養者の範囲（健康保険法 第3条第7項）



#### 【優先扶養義務】

扶養申請に際し、申請対象者に**優先扶養義務者**が他にいないことが原則です。

#### ◆ 優先扶養義務者とは

申請対象者の「配偶者」、申請対象者が母の場合「父」、兄弟姉妹・祖父母・孫の場合は「両親」です。ただし、被保険者が扶養せざるを得ない理由がある場合は、生計維持等の確認書類を提出いただき判断いたします。

また、夫婦共同扶養の場合、年収の多い方の被扶養者と法律により定められています。

### ② 収入のある者についての被扶養者認定（S52年4月6日 庁発第9号保発第9号）

被保険者と同居の方	年間収入が130万円未満(60歳以上・障害年金受給者は180万円未満)かつ、被保険者の年間収入の1/2未満であること
被保険者と別居の方	年間収入が130万円未満(60歳以上・障害年金受給者は180万円未満)かつ、被保険者からの援助額（仕送りなど）よりも少ないこと

● 収入に応じて算出方法が異なります（一時所得は収入を得た時点で換算 → 確定申告時ではありません）

収入別換算方法	給与	自営業	年金	失業給付金	傷病手当金	一時所得
月額 = 認定基準額 ÷ 12ヵ月 日額 = 月額 ÷ 30日	月額	年額	月額	日額	日額	随時

⑤ 複数の収入がある場合は、すべての収入を年額に換算し直して判断をします。

### 3 生計の維持（S52年4月6日 庁発第9号保発第9号）

被保険者と同居の方	生活費の半分以上を、被保険者が負担していること
被保険者と別居の方	別居世帯の収入以上の金額を被保険者から毎月、定期的に仕送りしていること

#### よくあるご質問

#### Q21 「収入」と「所得」の違いは何？

「収入」とは… 自営業の売上金額や給与・公的年金等の源泉徴収額（所得税等）や社会保険料等を差し引く前の額

「所得」とは… 収入から必要経費等を差し引いた額



**扶養認定は収入額で判断します。**

**所得額がマイナスであっても、その収入金額を合算して判断します**



### 4 国内居住要件について

令和2年4月より被扶養者の認定要件に、「日本国内に住民票があること」が追加されました。日本国内に住所を有しないが、「日本国内に生活の基礎があると認められる者」である場合は例外として扶養に認められる場合があります。

次の①及び②の要件を満たす方

- ① これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる方（一時的な海外渡航である者）

※ 海外赴任中に生まれた子など、これまで日本で生活しているという過去が観念できない者も、身分関係の変更という事情を考慮して①に含める

- ② 渡航目的が就労ではない方

## 2. 被扶養者の提出書類

被扶養者申請には、下記の確認書類のご提出が必要となります。

また、市区町村役場で入手される書類は、**資格取得日の3ヵ月以内に発行**されたものをご提出ください。ただし、「所得証明書」については、毎年6月に新年度分に更新されますので、7月1日以降にご加入の場合は新年度分の添付が必要となります。なお、提出された資格確認書類は返却いたしませんので、コピーされた書類の提出をお勧めいたします。

### 1》必須提出書類

資格確認書類（コピー可）	証明書等の入手先	別居でもよい人				同居が条件の人		
		配偶者	子・孫		父・母 祖父母 兄弟 姉妹	義父 義母	3親等内の親族	
			18歳以上	18歳未満			18歳以上	18歳未満
全 員	扶養状況届 兼 同意書	健保指定用紙	○	○	○	○	○	○
	[別居の場合] 手渡しは不可*1 直近3ヵ月分の送金証明	金融機関など	○	○	○	—	—	—
	最新年度の所得証明書	市区町村役場	○	○*4	—	○	○*4	—
	住民票(世帯全員の続柄記載)*2		○	○	○	○	○	○
新規申請	[配偶者が被扶養者でない場合] 被保険者 および 配偶者の 最新年度の所得証明書	—	○	○	○	○	○	○
	健康保険資格喪失証明書*3	前加入健保組合	○	○	○	○	○	○

- \*1 定期的かつ継続性、送金人、受取人、日付が確認できる書類であること。ただし、特別養護老人ホーム等への入居は同居とみなしますので、送金証明は不要です。代わりに入所証明書をご提出ください。
- \*2 住民票のみで被保険者との続柄が確認できない場合は、戸籍謄本（コピー可）のご提出も必要です。
- \*3 国民健康保険加入者は不要です。
- \*4 学生(全日制の大学生・専門学校生・予備校生〔通年コースのみ〕・高校生〔定時制除く〕)は不要です。

## 2》被扶養者についてお伺いします。

1》必須提出書類と該当する記号すべての資格確認書類を提出願います。

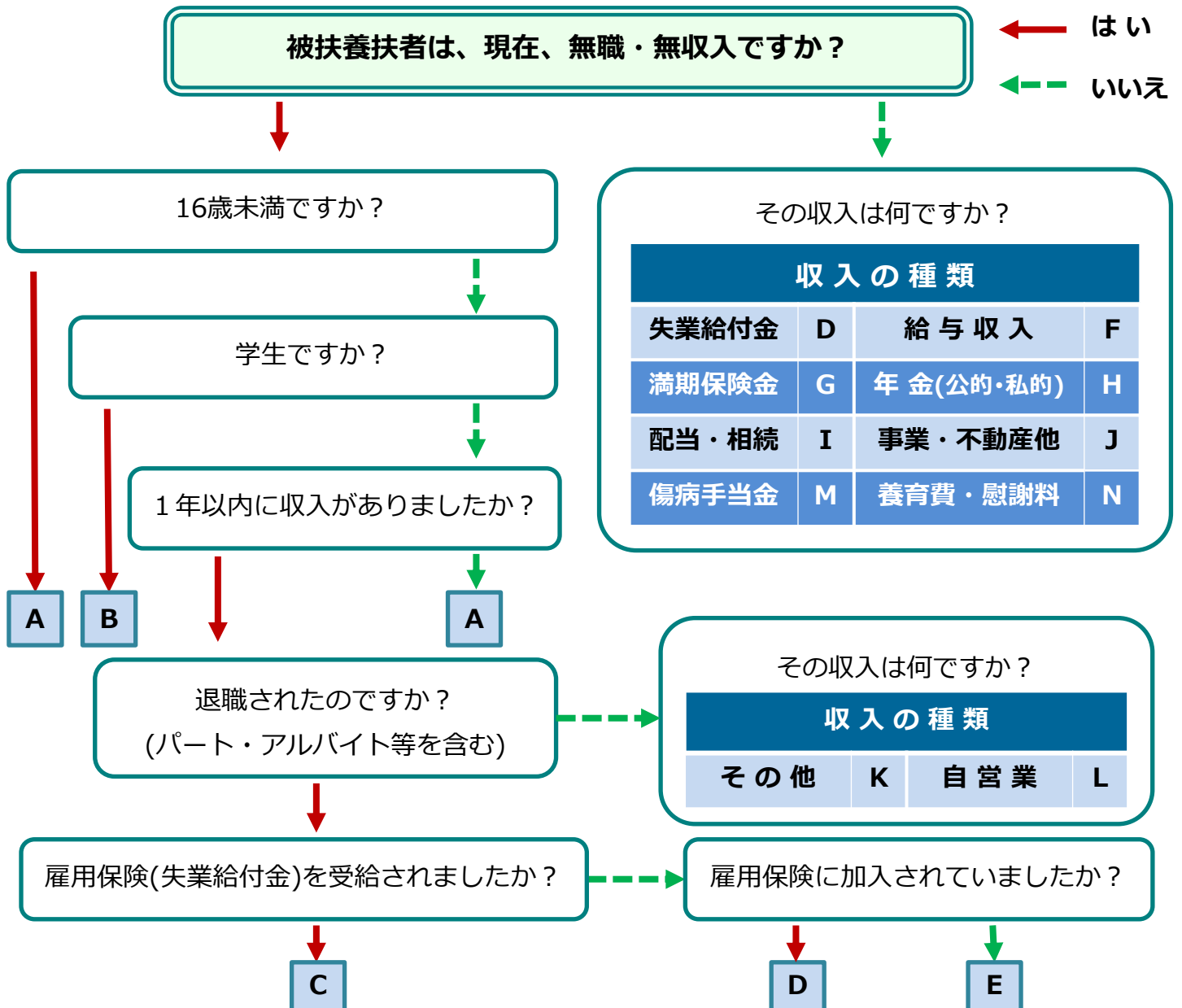
(P35「該当書類一覧表」参照)



生計維持関係確認のため、追加書類の提出をお願いすることがあります

『収入』とは、年金(企業、個人、障害、遺族などのすべてを含む)、事業収入(不動産、農業を含む)、専従者給与、パート・アルバイトの給料、内職、謝礼、利子、配当、失業給付、傷病手当金、満期保険金、一時所得、労災補償など、税法上は非課税でも収入とみなします。**(所得税法上の基準とは異なります)**

### ◆ 被扶養者の該当する資格確認書類をチェックしてみましょう



認定基準

### 3) 該当書類一覧表

提出書類 (コピー可) ⑥ 提出された書類は返却いたしません			入手先
A	必須提出書類のみ ※ 孫・親族の場合は、被保険者 および 申請対象者の両親の最新年度の所得証明書を提出してください (生計維持関係等の確認)		学校
B	学生証(加入月を含む有効期限記載面含む) または 在学証明書 (高校生以下不要)		
	失業給付金の受給終了	雇用保険受給資格者証(両面:終了の印字があるもの)	ハローワーク
C	「雇用保険受給内容確認書」 + 以下の該当書類		健保指定用紙
	失業給付金の受給(中)予定	雇用保険受給資格者証(両面)	ハローワーク
	失業給付金の受給延長(中)	雇用保険受給期間延長通知書	
D	失業給付金の受給放棄	離職票1・2または雇用保険資格喪失確認書	勤務先
	失業給付金の受給資格なし	入・退社日(退職理由)記載の事業主発行の証明書	
E	雇用保険未加入	退職月の給与明細 + 退職日のわかる書類	
F	勤務期間	3カ月未満 雇用契約書(氏名・会社名・雇用期間・1カ月の収入のわかるもの)	勤務先
	3カ月以上	直近3カ月の給与明細書(氏名・会社名・支払年月 記載)	
G	支払明細書など		生命保険会社ほか
H	直近ですべての年金振込通知書 または 改定通知書(公的・私的年金の加入月を含むもの)		日本年金機構ほか
I	税務署の受付印のある最新年度の確定申告書(第一表・第二表) + 収支内訳書 ※ 経費としてお認め出来ない項目があるため、必ず「収支内訳書」をご提出ください		税務署
J			
K			
L	税務署の受付印のある廃業届		
M	支払決定通知書等		前加入健康保険組合
N	「扶養状況届 兼 同意書」 6.申請対象者の今後1年間の収入 ⑦他者からの援助 に記入のこと		健保指定用紙

【注意】 C・Dの場合は先に「雇用保険受給内容確認書」を提出いただき、資格確認書類はお手元に到着後速やかにご提出ください

#### よくあるご質問

Q22 所得証明書の代わりに源泉徴収票でも良いですか?

「源泉徴収票」ではなく、「所得証明書」の提出が必要となります。

会社が従業員等に対して特定の支払いをする場合、所得税を天引きして支払います。そして、その天引きした分を会社が代わりに国に納付します。この仕組みのことを“源泉徴収制度”といいます。「源泉徴収票」とは、“その年の年収とそれに対して支払った所得税や公的年金、退職所得などが記載された書類”で、会社ごとに発行されます。「所得証明書」は、前年の1月1日～12月31日までの所得とそれに対する住民税の課税金額を証明するための書類で市区町村にて発行されます。主に、“収入の有無や収入の総額を証明する”際に使用します。





	健康保険法	所得税法
名称	被扶養者	扶養親族
対象者	主として、被保険者の収入により生計を維持している者	生計を一(いつ)にする親族で、所得金額が一定以下の者
親族の範囲	直系尊属、配偶者、子、孫 および 兄弟姉妹(別居可)、被保険者の3親等内の親族(同居が条件)	六親等内の血族および三親等内の婚姻親族 〔 児童福祉法に規定する里親に委託された児童 および 老人福祉法に規定する養護老人含む 〕
収入限度額	<b>年間収入：</b> 130万円未満(60歳未満) 180万円未満(60歳以上・障がい者)	<b>年間所得：</b> 38万円以下 ⇒ 扶養控除 * 給与収入のみ：収入103万円以下 <b>年間所得：</b> 85万円以下 ⇒ 配偶者控除 * 給与収入のみ：収入150万円以下
年間収入の考え方	事実発生時点からの、今後1年間の収入見込み	その年の1月1日から12月31日までの実際の年間収入

## 参考

No.1180 扶養控除/国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>

## よくあるご質問

Q24 主人が海外勤務となり、住民票を除票し帯同したので「所得証明書」の発行ができません。どうすれば良いのでしょうか？



「住民票」と「住民票の除票」を提出ください。  
住民票には、海外から転入された年月日が記載されます。  
また、住民票の除票には日本から転出された年月日が記載されます。  
転入・転出の年月日を確認し、「所得証明書」が必要か否かの判断をいたします。



## よくあるご質問

Q25 配偶者の扶養状況調査が届きました。一度、就職をしましたが、現在、退職し無職のため『収入なし』の申請で良いのでしょうか？ また、就職前の状況に戻ったので、このままで問題ないでしょうか？

健康保険が二重加入のため、調査とは別に『扶養異動の手続き』が必要です。

会社員の配偶者は【国民年金 第3号被保険者】ですが、就職すると会社が年金事務所に【国民年金 第2号被保険者】の届出を行います。退職後はご自身で国民年金の切り替えを行う必要があります（P9記載）。扶養削除手続きを怠ると、国民年金の未加入期間が生じるため、『扶養削除手続き』と『扶養再認定手続き』が必要となります。「健康保険 被扶養者異動届」を提出することにより、国民年金の切り替えが正しく行われます。

また、再加入時点での資格確認が必要なため、書類等の提出を省くことはできません。



## I 給付について

健康保険では、被保険者とその家族（被扶養者）の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡または出産に関して保険給付を行います。

### ➤ 現物給付と現金給付

\* 現物給付：業務災害以外での病気やケガで医療機関を受診した際に受ける、医療サービス（診療や薬剤の処方）です。

\* 現金給付：やむを得ない事情で保険診療を受けることができず、自費で受診したときや出産・死亡時の一時的な出費に対する給付、ならびに被保険者が業務災害以外での病気やケガ または 出産で休業した時の給与減額分に対する補填です。



### ➤ 法定給付と付加給付

健康保険法で定められている給付が法定給付です。国民健康保険は法定給付のみとなりますが、付加給付はパナソニック健保が独自に行う給付となり、法定給付に上積みをされます。

パナソニック	国民健康保険
自己負担 ¥25,000	自己負担 (治療費 - 高額療養費)
付加給付 (一部負担還元金)	
高額療養費	高額療養費

※ 給付方法は、原則、受診月の3カ月後にご指定の「健保給付金等振込先」へ自動給付いたします。高額療養費の請求手続きも不要です。

### ◆ 退職後の傷病手当金と出産手当金の取扱いについて

なるほど！ 豆知識③	傷病手当金		出産手当金	
	新規申請	在職時からの 継続給付	新規申請	在職時からの 継続給付
任意継続		○		○
特例退職	×	×	×	○
国民健康保険		○		○

## Ⅱ》 パナソニック健保の特徴

### その1

#### 高額な医療費負担が軽減されます！

パナソニック健保独自の付加給付制度により、医療費が高額でも最終負担額は約25,000円（1人、1カ月、1医療機関、通院・入院、医科・歯科ごと）になります。  
(自動給付のため手続不要。原則、受診月の3カ月後に給付されます)

### その2

#### 在職中とほぼ同じ保健事業サービスが利用できます！

パナソニック健保施設をはじめ、全国の提携健診施設や医療機関を使用して格安で健康診断が受けられます。その他にも「けんぽニュース」・「MY HEATH WEB (Webサービス)」による情報提供や各種の健康づくりイベント・家庭用常備薬斡旋・保養施設利用などがあります。



## 《 各種お知らせ等スケジュール 》

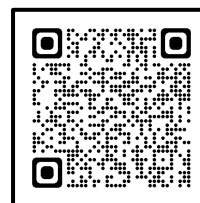
スケジュールは現時点での予定です。予告なく変更する場合があります。

- ・ 4月 「けんぽニュース 春号」（健保ホームページへ掲載）
- ・ 9月下旬 当年度 前納（半年）保険料 振替・振込（口座への入金や振込をお忘れなく）
- ・ 10月 「けんぽニュース 秋号」（健保ホームページへ掲載）
- ・ 10月下旬 「保険料納付（見込）証明書」（MHWへ掲載）
- ・ 1月 下旬「保険料納付証明書」・「保険料納付方法変更届」（変更はMHWより届出）
- ・ 2月下旬～3月上旬 「次年度保険料決定通知」
- ・ 3月下旬 次年度 前納（1年・半年）保険料 振替・振込（口座への入金や振込をお忘れなく）

### 健康づくりをサポートする「MY HWALTH WEB」(略してMHW)

パソコンでも、スマホでもお使いいただけます。日々の健康管理にお役立てください。

右側の二次元コードを読み取る又は「パナソニック マイヘルスウェブ」と検索  
個人情報の閲覧には、セキュリティコードの発行が必要です。



パナソニック マイヘルスウェブ 検索

### Ⅲ 各種届出

問い合わせ	ホームページ 申請書番号	届出・申請書名	添付書類	Web 申請
家族が増えたとき 家族が減ったとき	TT-1	健康保険 被扶養者異動届	資格確認書類 (住民票・所得証明書等)	×
氏名変更・生年月日に 誤りがあるとき	TT-11	健康保険被保険者・ 被扶養者氏名変更届	住民票等公的書類	×
振替口座の変更	TT-6 TT-8	預金口座振替依頼書	X	×
住所が変わった	TT-12	被保険者住所等変更届 ・給付金等変更届	住民票等公的書類	×
給付金口座の変更			X	×
病院等の支払いを自己 負担限度額以内にしたい	TI-1	健康保険限度額 適用認定申請書	X	○

「MY HEALTH WEB」で閲覧・申請できます



その他

問い合わせ	健保からの通知 健保への申請	Web	
		閲覧	申請
加入情報を知りたいとき	資格情報のお知らせ	○	×
病院等の支払いを自己負担限度額以内にしたいとき	限度額適用認定申請書	X	○
健康保険料納付証明書が必要なとき	任継特退 保険料納付証明	○	×
e-taxに連携する「医療費」を知りたいとき	医療費情報	○	×
保険給付金決定通知書が必要なとき	医療費情報	○	×

MY HEALTH WEB ヘルプデスク

電話番号 03-5213-4467